

平成 21 年度（第 6 回）

<池銀> “コンソーシアム研究開発” 助成金

## 【募集要領】



## 「<池銀> “コンソーシアム研究開発” 助成金」

池田銀行では、「<池銀> “コンソーシアム研究開発” 助成金」として、地域の産学連携により早期に商品化・事業化を目指す技術シーズや開発構想を持つ企業・事業者から、大学・公設研究機関等との共同研究・委託研究等のプランを以下の要領で募集します。

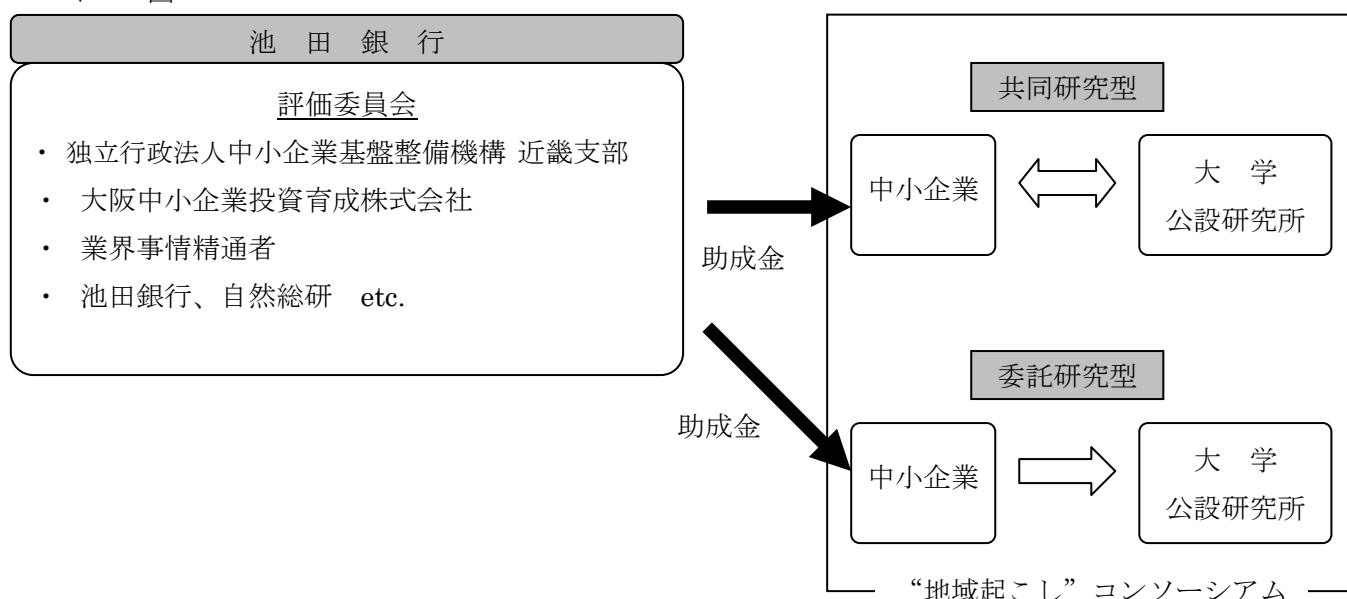
### 1. 制度の目的

中小企業にある技術開発・商品開発に対するニーズと大学・公設研究機関等が有する高度な技術研究成果や知見（シーズ）とを、共同研究・委託研究等を通じて融合・結実させることにより、中小企業の「事業の多角化」や「第二の創業」の柱を育て上げることを目的としています。

上記目的を具現化するため、本助成金制度を実施するにあたっては、研究開発成果が早期に商品化・事業化することが見込まれるプランであることが必要です。

### 仕組み

スキーム図



### 2. 助成対象事業者の要件

#### ■ 以下の全てを満たす法人・個人

- 大阪府、兵庫県、京都府に主たる事業所を置くこと
- 大学・公設研究機関等との共同研究・委託研究プランにより、優れた技術シーズや開発構想を商品化・事業化することを目指す企業または事業者
  - ※研究テーマは、早期（1～2年程度）に商品化・事業化が可能なもの
- 大学・公設研究機関等と研究開発を行うための契約を締結できること

#### コンソーシアムについて

大型プロジェクト達成のため複数の企業等が一時的に形成するグループを指す場合が一般的ですが、本助成制度では、技術開発・商品開発を推進する企業とその企業との契約に基づいて研究開発を行う大学・公設研究機関等とによって形成されるコンパクトなコンソーシアムを想定しています。

### 3. 助成内容

- ・ 1プランあたりの最高支給額は300万円です。
- ・ 助成金は書類審査、面接ヒアリング等により、共同研究等の負担金（分担金）を中心に予定研究費用の総額を勘案して決定します。
- ・ 助成期間は最長2年間です。原則平成22年4月より開始する年度に締結予定の連携契約において実施される共同研究等を助成対象とします。
- ・ 年間15件総額3,000万円程度を目処に毎年新規採択を行います。

### 4. 応募手続き

- ・ 年1回の公開募集です。
- ・ 所定の申請書に必要事項を記入の上、必要添付書類とともに、必ず書留扱いにて事務局宛に郵送してください。
- ・ 当該助成金を通じての知的財産など、権利を当方が主張することはありません。申込者等共同研究契約等の規定に沿って帰属します。

#### ※記入にあたっての注意事項

- ・ 申請に際しては、本公募要領内の申請書書式を使用してください（制定書式以外での申請については、受理しません）。
- ・ 申請書用紙の大きさはA4版で、片面印刷をお願いします。
- ・ 申請書類については、日本語で作成ください。
- ・ 申請書の通しページを申請書下中央部に記載ください。
- ・ 申請書左側に2穴で穴を空けるため、15mm以上の余白を設けてください。
- ・ 申請書には必要事項を簡潔に記述ください。但し専門用語については、必ず解説を付記していただくようお願いします。
- ・ 研究開発にかかる予算、特に負担金（分担金）の内訳は根拠を示した上で齟齬のないよう記載してください。費目等で当方が不適当とみなした場合、助成額を減額させていただきます。

## 提出書類

- ・ 申請書（申込者の捺印要）
- ・ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット等
- ・ 共同研究・委託研究の具体的資料—研究実施計画書、写真、図、特許関連資料等
- ・ 共同研究・委託研究先の契約規程
- ・ 直近2期分の決算書（申告書類、科目明細書も添付下さい）の写
- ・ 商業登記簿謄本の写（個人の場合は不要）

## 応募受付期間

平成21年10月19日（月）～ 平成21年12月24日（木） ※当日消印有効

<応募先・お問い合わせ>

〒530-0013 大阪市北区茶屋町18-14  
池田銀行 CS 本社内“地域起こし”事務局宛  
TEL：06-6375-3793

※ 申請書は、当行ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.ikedabank.co.jp/h/h1401.html>

## 5. 選考結果発表

- ・ 平成22年4月（予定）に、当行ホームページにて発表します。その際企業名、住所、応募プラン、連携機関などについては原則として公表する予定です。
- ・ 応募者には書面にて通知します。

## 6. 審査について

- ・ 1次選考（書類選考）  
当行および㈱自然総研にて審査
- ・ 2次選考（ヒアリング）  
1次選考合格者に「評価委員会」の評価委員によるヒアリングを行います。
- ・ 最終選考（総合評価）  
「評価委員会」で評価・選定

### ※「評価委員会」

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿支部、大阪中小企業投資育成株式会社ほか  
当行内外の産業・業界精通者等に委員を委嘱し、委員会を結成します

- ・評価のポイント

「事業化の早期実現可能性」「地域社会へ貢献度」を中心に以下のような観点から評価

- 研究開発体制（研究開発マネジメント能力、役割分担など）
- 技術上の競争力（新規性、独自性、参入障壁など）
- 商品化体制（具体的なプランニングはできているか）
- 市場性（需要見通し、価格見通し、販路など）
- 販売体制（誰に、どういう方法・体制で販売するか）
- 採算性（コスト競争力、販売コストなど）

## 7. 助成金の支給方法

- ・ 助成金の支給は、新年度に入った平成 22 年 4 月以降となります。
- ・ 入金手続きは、原則として大学等との共同研究・委託研究等の契約締結確認後に行います。（契約書の写しをご提出いただきます）
- ・ 支給回数、支給時期についても、大学等との契約内容を考慮して決定いたします。なお助成金を 2 年間に分けて支給し、2 年度目に契約更新を行う場合、更新契約締結確認後に入金手続きを行います。（契約書の写しをご提出いただきます）
- ・ 振込口座に関しては、原則当行本支店とさせていただきます。

## 8. 助成金を受給された方の義務

- ・ 研究開発テーマにかかる重要な変更（研究の中止、連携機関等の変更、研究期間の変更等）が生じた場合、ただちに届出ください。
- ・ 本研究開発に関する報告又は資料の提出を当行が必要とする場合はこれに応じていただきます。
- ・ 年度終了時には研究開発についての報告書をご提出いただきます。
- ・ 支給決定後研究を取り止めた場合、および研究開発についてその目的、内容、スケジュール、分担等が予め申請した内容と著しく相違する場合、本助成金を返還していただくことがあります。

以上

### ▶ 機密情報ならびに個人情報の取扱について

本助成金の制度運営にあたり、評価委員の審査など業務上必要と認められる場合を除き、応募者の機密情報ならびに個人情報は、当行以外の第三者への提供を行いません。

参考 〈池銀〉ニュービジネス助成金との主な違い

名 称	ニュービジネス助成金	コンソーシアム研究開発助成金
目 的	◎新規性・独創性のあるビジネスプランを有する企業、起業家の発掘・育成	①中小企業の「事業の多角化」、 「第二の創業」の柱を育成 ②中小企業と大学等との事業化を目指す 共同研究開発の促進
応募資格	①大阪府、兵庫県、京都府に主たる事業所を置く企業または在住の個人 ②新規性・独創性のあるビジネスプランを有し、自ら事業化することを前提とする	①大阪府、兵庫県、京都府に主たる事業所を置く企業または在住の個人 ②大学・公設研究機関等が有する高度な技術研究成果や知見と自らが持つ技術開発・商品開発ニーズを融合し、早期に結実させることを目指していること ③大学・公設研究機関等と研究開発について連携済または準備中であること
助成対象	◎事業化段階にある製品や技術など研究の“ビジネスプラン”	◎事業化を目指す研究への“取り組みそのもの”
助成金額	◎大賞 300 万円 優秀賞 100 万円 奨励賞 50 万円	◎300 万円を上限に個々のプランを査定し金額を決定
支給方法	◎一括支給	◎原則研究契約内容に沿って支給
報告義務	◎なし	◎研究開発報告書など

## “コンソーシアム研究開発” 助成金

# Q&A集

### 1. 新助成制度の概要について

**Q1;** そもそも「コンソ - シアム」とはどういう意味ですか？

**A1;** コンソーシアム (Consortium) は、「大プロジェクトの達成などのために複数の企業等が一時的に形成するグループ」を意味しますが、本助成制度では、技術開発・商品開発を推進する企業とその企業との契約に基づいて研究開発を行う大学・公設研究機関等によって形成されるコンパクトなコンソーシアムを想定しています。

**Q2;** コンソーシアムを組む大学・公設研究機関等に制限はありますか？

**A2;** 機関の種類としては、主に理工系学部・専攻科を持つ国公立・私立大学、工業高専および国公立の研究機関(産業技術研究所・工業技術センター等)を想定しています。しかしこれら以外の大学・学部等との連携ももちろん可能です。

**Q3;** 公設研究機関の定義は何ですか？

**A3;** 府立(県立)、市立の工業研究所や、国立(特殊法人などを含む)の研究機関を主な対象と考えていますが、一律の定義はありませんので申し込みの前に事務局までご相談ください。

**Q4;** 採択された研究について公開するとの事ですが、どの程度公開するのですか？できれば研究内容は伏せておきたいのですが。

**A4;** 企業名、住所、プラン名および連携大学(研究所)については公開の予定です。新聞等に公開する事により、ビジネスマッチングや資金調達など申込者にとっても大きな効果があるものと考えています。しかし、企業名、研究プラン等を非公開にされたいという場合、個別に公開内容についてもご相談させていただきますので、遠慮なくお申し出下さい。

### 2. 応募資格について

**Q5;** 制度の目的に「中小企業を積極的に応援」とあるが、中小企業の定義は何ですか？また中小企業でない場合申込はできないのですか？

**A5;** 中小企業の定義については、中小企業基本法に準拠しております。しかし、この範囲外であっても**申し込みは可能です**。中小企業を主たる応募対象と想定しているとお考え下さい。

- 参考 - 中小企業の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

**Q6;** 大阪府・兵庫県・京都府に主たる事業所を置くとはどういうことですか？

**A6;** 本店登記が3府県以外の場合も、本社機能、生産拠点などが大阪府・兵庫県・京都府に存在するのであれば申し込みは可能です。しかし、ペーパーカンパニーあるいは形式上本支店を有するような場合は対象外とさせていただきます。

**Q7;** 設立後半年のベンチャー企業ですが、申込は可能ですか？

**A7;** 可能です。添付いただく財務諸表は創業後決算未到来企業につきましては、経過時点で試算書でも結構です。創業1年以上で決算が確定していましたら、確定分の財務諸表の御提出をお願い致します。

**Q8;** 大学が助成金を申し込むことは可能ですか？

**A8;** できません。助成金は、技術開発・商品開発を推進する企業に交付され、大学・公設研究機関等は、その企業と締結した契約に基づいて共同研究分担金・受託研究費等を受領することになりますので、連携を計画している企業にお勧めください。

**Q9;** 大学発ベンチャーを創業予定の個人です。助成期間中に法人成りする予定なのですが、とりあえず個人での申込は可能ですか？

**A9;** 可能です。ただし助成期間中に法人成り、合併など申込者に重要な変更事項が生じた場合はその旨速やかにご報告ください。

**Q10;** 当社は赤字決算だったのですが、審査等で不利になることはありませんか？

**A10;** ありません。研究プラン内容等により将来の事業性を評価することが主眼であり、ご提出いただきます財務諸表についてはあくまでも参考資料として位置付けさせていただきます。

**Q11;** 当社は他の制度の助成金もいただいているのですが応募は可能ですか？

**A11;** 可能です。ただし受給する助成金の総額が研究開発費総額を超えることはできませんので、申込書にその交付元、金額等を記入ください。

**Q12;** 当社は創薬研究を行うバイオベンチャーです。当社のような業種の場合、2年以内に研究から商品化にこぎつけることは実質不可能です。応募はできないでしょうか？

**A12;** 応募は可能です。ただし2年以内に達成可能なサブテーマを設定していただき、その時点での有用性や市場性を評価、さらには地域貢献度なども加味して総合評価させていただきます。

### 3. 助成金の使途、金額、支払方法などについて

**Q13;** 助成金額はどのように決定されますか？

**A13;** 詳細については、ヒアリング時に確認させていただく予定ですが、申込書にできるだけ詳しくご記入ください。また、連携研究機関の(共同・委託)研究規程をご提出ください。



**Q14;** 資金使途の見積書は必要ですか？また助成金受取後に領収証の提出も要求されるのですか？

**A14;** 見積書の提出は不要です。ただし申込書の内訳書に詳細を記入ください。助成金受取後の領収証の提出も原則必要ありません。

---

**Q15;** 当社はすでに大学との共同研究を行っており、大学への分担金も支払済みです。過去の共同研究費用についても助成していただくことはできますか？

**A15;** できません。但し共同研究が助成対象期間(平成22年4月以降)にわたって継続予定のものであれば、対象期間中の共同研究費用については支給可能です。

---

**Q16;** 支払手続に関して共同研究等の契約締結後に助成金が支給されるとのことですが、研究期間が2年間に亘り、助成金支給が2年間に分割される場合、どのような手続となるでしょうか。

**A16;** 1年度目および2年度目の各年契約締結後に、助成金の支給となります。従って、1年度目および2年度目ともに契約締結完了後、当該契約書コピーをご提出ください。

---

以上

[< 池銀 > “コンソーシアム研究開発”助成金](#)

[平成21年度第6回< 池銀 > コンソーシアム研究開発助成金【募集要領】](#)

[募集要領印刷はこちら\(pdf243KB\)](#) 

[申込書ダウンロード](#)

[このページのTOPへ戻る](#)